

報告第15号

令和3年度大阪市一般会計補正予算（第7回）急施専決処分報告について

令和3年度大阪市一般会計補正予算（第7回）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年6月18日別紙予算書のとおり酒類提供飲食店への支援に係る経済戦略費を追加するため、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年8月11日

大阪市長 松井一郎



令和 3 年度

大阪市一般会計補正予算書

(第 7 回)



(第7回)

## 令和3年度大阪市一般会計補正予算

令和3年度大阪市一般会計の補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,899,739千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,877,645,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月18日専決

大阪市長 松井一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
22 繰 入 金		千円 66,021,973	千円 3,899,739	千円 69,921,712
	3 蓄積基金繰入金	61,102,590	3,899,739	65,002,329
歳 入 合 計		1,873,746,164	3,899,739	1,877,645,903

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 経 済 戦 略 費		千円 83,402,905	千円 3,899,739	千円 87,302,644
	5 産 業 経 済 費	49,282,372	3,899,739	53,182,111
歳 出	合 計	1,873,746,164	3,899,739	1,877,645,903





令和 3 年度

大阪市一般会計補正予算  
に関する説明書

(第 7 回)



歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
				区 分	金 額
22 繰 入 金	千円 66,021,973	千円 3,899,739	千円 69,921,712		千円
3 蓄積基金繰入金	61,102,590	3,899,739	65,002,329		
25 財政調整基金繰入金	57,134,954	3,899,739	61,034,693	1 財政調整基金繰入金	3,899,739
歳 入 合 計	1,873,746,164	3,899,739	1,877,645,903		

## 2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
				区 分	金 額
7 経 済 戦 略 費	千円 83,402,905	千円 3,899,739	千円 87,302,644		千円
5 産 業 経 済 費	49,282,372	3,899,739	53,182,111		
1 産 業 振 興 費	45,856,760	3,899,739	49,756,499	12 委 託 料	227,019
				18 負 担 金、補 助 及 交 付 金	3,672,720
				交 付 金	3,672,720
歳 出 合 計	1,873,746,164	3,899,739	1,877,645,903		



### 3. 歳出歳入総括表

物件費を事項別に分別して財源表を作成すると次のとおりであります。

歳出事項別	歳 出 金		
	人 件 費	物 件 費	公 債 費
経 済 戦 略 費	千円 0	千円 3,899,739	千円 0
産 業 経 済 費	0	3,899,739	0
合 計	0	3,899,739	0

(注) 税等内訳：財政調整基金繰入金 3,899,739千円

額	財 源 内 訳			
	特 定 財 源	税 等		
計	国 府 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円 3,899,739	千円 0	千円 0	千円 0	千円 3,899,739
3,899,739	0	0	0	3,899,739
3,899,739	0	0	0	3,899,739





(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略